議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構成等

- (1) 委員会は、委員 12 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会に、検討事項のうち「京都府議会 I C T 利活用推進・実施計画」の進行に 関することについて検討するための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員5人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

- (1) 感染症のまん延等の緊急事態や大規模災害の発生時において、府議会が二元代表制の一翼を担う府の意思決定機関としての機能を効果的に発揮できる仕組みづくり
- (2) 議員力の向上を図り、審議の充実や効果的な政策提案を行うため、デジタル技術や ICTの活用促進を含めた、機動的かつ能動的な議会運営